

品川区介護保険制度推進委員会モニタリング等調査部会設置要綱

平成 22 年 8 月 31 日 区長決定

要綱第 112 号

改正平成 27 年 3 月 31 日要綱 288 号

(設置)

第 1 条 この要綱は、介護サービスの適正な提供を確保するとともにその質の向上を図るため、品川区介護保険制度に関する条例（平成 12 年品川区条例第 19 号）第 10 条第 1 項の品川区介護保険制度推進委員会（以下「制度推進委員会」という。）にモニタリング等調査部会（以下「部会」という。）を設置し、その役割および運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第 2 条 部会は、次に掲げる事項について調査・検討し、その結果について制度推進委員会に報告するものとする。

- (1) 介護サービスに関する苦情への対応状況の確認。
- (2) 介護サービスの改善に必要な指導・助言。
- (3) 介護サービス評価・向上のしくみの調査・研究。
- (4) 前号に掲げるもののほか、介護サービスの質の向上に必要な事項の検討を行うこと。

(組織)

第 3 条 部会は、専門委員 4 名で組織する。

2 専門委員は、制度推進委員会の互選により選出する者 2 名、品川区長が指定する者 2 名とする。

(委員の任期)

第 4 条 専門委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合に選任された専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第 5 条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、専門委員の互選により選出するものとする。

3 部会長は、部会を代表し、会議を運営する。

4 部会長に事故があるときは部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の運営)

第 6 条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議へ出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 部会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から適用する。

2 この要綱の適用後最初に選任された委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 22 年 9 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までとする。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。